

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	産業政策課	整理番号
許認可等の種類	協業組合への組織変更の認可		
根拠法令条例等・条項	中小企業団体の組織に関する法律第95条第4項		
許認可等の概要	中小企業等協同組合法第9条の2第1項第1号の事業を行っている事業協同組合、事業協同組合又は企業組合の協業組合への組織変更の認可		
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令において言い尽くされているため) <input type="radio"/>中小企業団体の組織に関する法律第5条の17第2項(設立と同様) 次に掲げる事項に適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 組織変更の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反しないこと。 2 事業を行うために必要な経営的基礎を有すること。 3 協業計画及び事業計画の内容が、技術の向上、品質の改善、原価の引下げ、能率の増進その他生産性の向上に寄与するものであると認められること。 		
基準の制定根拠			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	概ね20日間		
期間の制定根拠	認可申請書を審査するのに必要な期間		